

ドイツ連邦共和国における法曹養成制度

ゲッティンゲン大学法学部助教授・法学博士

ヴォルフガング・ヴァインクラー

田山 輝明
山田 伸直 訳

1 基本原則

ドイツ連邦共和国における法曹養成制度は、現在次の三つのメルクマールによって特徴づけられている。

- (a) ドイツの法曹養成は、二段階の制度、すなわち大学における法学教育およびそれに引き続いて行われる実務修習 (Torbereitungsdiens) から成る制度に基づいているといふこと。
- (b) 法律家としての職業 (裁判官、検察官、行政法律家、弁護士、公証人、企業法律家 Wirtschaftsjurist 等) を営むための

ドイツ連邦共和国における法曹養成制度

前提条件は、二度の「国家試験」に合格することである。そして、右の各職業に就くための大学内の試験は存在していないこと。

(c) 「法曹養成一元 einheitliche Ausbildung」の原則が妥当していること。

法曹養成に関する法的枠組は、連邦法⁽³⁾によって規定されている。裁判官になるための資格および同時に他のあらゆる法律家になるための資格は、二度の国家試験に合格することによって付与される。その場合、第一段階の国家試験を受験するために

は、最低限三年半の大学における教育を受けなければならないし、第二段階の国家試験を受験するためには、二年半の実務修習を受けなければならない。ドイツ裁判官法に基づき各ラントによって、法曹養成および国家試験に関する命令が發布されている。そして、これらの命令は、もちろん基本的には類似した内容を有している。

一九七一年の連邦法によって、一九八四年九月一五日までの限時法として、実験条項が導入された。この条項に基づいて、最低限五年半の一段階的養成課程において大学教育と実務修習とを統一的行なう権限が各ラントに与えられた。このような可能性をいくつかのラントは、個々の大学において利用し、一段階的の法曹養成方式 *eine einstufige Ausbildung* を導入した。現在、伝統的な二段階的の法曹養成方式 *die herkömmliche zweistufige Ausbildung* によってのみが二四大学あるのに対して、八大学の法学部において一段階的の法曹養成方式が行われている。すなわち二段階的の法曹養成方式は、フライブルク、ハイデルベルク、マンハイム、チュービンゲン、エプラインゲン、ミュンヘン、パッサウ、レーゲンスブルク、ヴュルツブルク、ベルリン、フランクフルト、ギーゼン、マールブルク、ゲッティンゲン、オスナーブリュック、ポッフム、ボン、ケルン、ミュンスター、マインツ、ザールブリュッケン、およびキールの

各大学で行われている。また一段階的の法曹養成方式は、コンスタツツ、アウグスブルク、バイロイト、プレーメン、ハノーファーおよびビーレフェルトの各大学で行われている。ハンブルク大学およびトリアー大学では、一段階的の法曹養成方式を選ぶことも、二段階的の法曹養成方式を選ぶこともできる。ハーゲンの放送大学では、現在までのところ学位(法学博士)取得の可能性しか開かれていない。

注

(一) ドイツにおける法曹養成制度の歴史的発展については次の文献を参照。

Die Ausbildung der deutschen Juristen. Darstellung, Kritik und Reform (Veröffentlichungen des Arbeitskreises für Fragen der Juristenausbildung e. V. Nr. 2). 1960. S. 52 ff.; G. Köhler, Zur Geschichte der juristischen Ausbildung in Deutschland. In: JZ 1971, S. 768 ff.; U. Bäte, Die Entstehung des dualistischen Systems der Juristenausbildung in Preußen. Diss. Kiel 1971.

法曹養成制度の比較的研究については Die Ausbildung der deutschen Juristen aO., S. 3 ff. を参照。

(2) 法曹養成制度の現況の概観を知るためには次の文献を参照。

M. *Braun*, *Juristenausbildung in Deutschland*, 1980; G. *Dilcher*, *Jurist/Juristin (allgemein)* (Blätter zur Berufskunde, Bd. 3. Hrsg. von der Bundesanstalt für Arbeit, Nürnberg). 8. Aufl. 1981

一九八〇年のドイツ裁判官法と大学大綱法の改正およびその影響については M. *Braun*, *Reform der zweistufigen Ausbildung*. In: *Juristische Arbeitsblätter*, 1982, S. 186 ff. を参照。

(3) §§ 5—5d des Deutschen Richtergesetzes i. d. F. der Bekanntmachung vom 19. 4. 1972 (BGBl. I S. 713), zuletzt geändert durch Gesetz vom 16. 8. 1980 (BGBl. I S. 1451).

(4) 詳細については次の文献を参照。

M. *Braun*, *Juristenausbildung in Deutschland* (a.o., Fn. 2), S. 61 ff.; G. *Dilcher* (a.o., Fn. 2), S. 14 ff. (5) § 5b Deutsches Richtergesetz, eingefügt durch Gesetz vom 10. 9. 1971 (BGBl. I S. 1557), geändert durch Gesetz vom 16. 8. 1980 (BGBl. I S. 1451).

ドイツ連邦共和国における法曹養成制度

2 二段階的法学養成方式

2・1 大学における法学教育⁽⁶⁾

法曹養成の第一段階は、最短期間三年半の大学における法学教育から成っている。伝統的な二段階的法学養成制度を採用している場合には、学生は、その教育の組み立てについて大幅な自由選択権を有しているので、たいいていの場合には、最低期間三年半を越えることになる。平均で第一次国家試験の終了(合格)まで、約一—ゼメスター〔五年半〕とされている。ラントの法曹養成に関する命令は、それについての知識がすべての学生に要求される基礎科目と必修科目と、選択科目とを区別している。基礎科目に属するのは、法の歴史的・哲学的もしくは社会的基礎または法適用の方法に関する講座である。もちろんこの場合には、これらの分野について設置されている講座は個々の学部によって全く異なっているということが留意されるべきである。どの大学でも法史学の講座は設置されているのに対して、法哲学、法社会学および法理学が設置されている大学はわずかしかない。必修科目は、私法、公法および刑法の領域に関するものである。各ラントの命令に定められた必修科目の内容は大体同じである。一九七二年六月七日のニーダーザクセン州の法曹養成に関する命令を例として提示すれば、次のような

必修科目が定められている。⁽⁸⁾

(1) 民法の中から、民法総則、債務法および物権法（これらのものには、民法典以外の特別法研究も含む）ならびに家族法と相統法の概論

(2) 商法の概論、会社法のうち、人的会社法および株式会社法

(3) 労働法の中から、労働関係法および集团的労働法

(4) 刑法の中から、刑法総則および刑法各則

(5) 公法の中から、(a) 国際法との関連をも含む国家法および憲法 (b) 行政手続法を含む行政法総論 (c) 特別行政法の中から、地方自治体法と警察・秩序法

(6) 訴訟法の中から、(a) 民事訴訟、刑事訴訟および行政訴訟における一般手続法 (b) 刑法上の捜査手続 (c) 民事訴訟における強制執行法の中から、強制執行の一般的前提条件、強制執行の種類、法律上の救済手段。

学生が選択科目を完全に自由に決定できるわけではなく、法曹養成に関する命令の中で、選択科目がグループ別にまとめて規定されている。このような指定された科目グループの中から学生は、一グループを選択しなければならない。選択科目グループに属するのは、第一には、法哲学、法史学および法社会学といった基礎科目であり、第二に、必修科目には入らない法領域（たとえば国際法、比較法）であり、第三には、必修科目の中

では概論としてのみ対象科目となった法領域（たとえば、家族法および相統法）であるが、選択グループにおいてはこれらはさらにハイレベルの位置づけがなされている。たとえば再び、ニーダーザクセン州の法曹養成に関する命令として、選択科目グループを次に掲げることにする。その選択グループは次の通りである。⁽⁹⁾

- (1) 法哲学および法社会学
- (2) 法史学
- (3) 家族法と相統法、ならびに非訟事件の中から、手続の諸原則、後見に関する事件、遺産に関する事件および土地登記事件、さらに破産法
- (4) 国際私法・訴訟法および比較法
- (5) 犯罪学、少年法および行刑
- (6) 行政学ならびに特別行政法の中から公務員法、国土計画法と建築法、道路法および経済行政法
- (7) 一般国家論、国際法とヨーロッパ法
- (8) 商法と会社法、競争法とカルテル法および財務諸表概論と税法概論
- (9) 共同決定法、経営組織法や職員代表法ならびに社会法概論

ドイツにおける法学部では、様々のタイプの講座が設置され

ている。「一般講義 Vorlesungen」では、教授または講師が一定の法領域の素材を体系的秩序に従って学生に講義する。「共同研究会 Arbeitsgemeinschaften」は、入学後の最初のゼミスターに講義に附随して設置されており、ここでは、助手が比較的少人数からなる学生のグループに、講義の素材を事例(ケース)についての議論を通じて反復させ実際に応用できるものにしていく。「ゼミナール Seminare」では、学生たちが教授または講師から与えられた一定のテーマについて研究報告を行ない、その後議論が行われる。そして最後の四番目のものは、「練習 Übungen」であり、ここでは、学生が、数時間の答案練習または教週間の家庭学習の形で、事例の解決を行わなければならない。

試験準備に役だっているのは、「復習クラスや答案練習クラス Wiederholungs- und Klausurenkurse」である。大学における教育において大切なことは、学生たちが早くから与えられた法律問題の事例を独力で解決することを学ばなければならないということである。習得した法素材を具体的法律問題の解決のために使うことができるようにすることは、国家試験に関する命令により規定されている。第一次国家試験を受験するための前提条件は、とくに学生が一定数の練習履修済証 Übungsscheinを提出することである。この履修済証は、学生がある領域(科

目)で少くとも、答案練習、および(または)家庭学習を所定の成績で終えた場合に与えられる。上級クラスの民法・刑法および公法についての履修済証が必要とされるが、いくつかのラントではその他の科目にも必要とされている。上級クラスの練習への参加の許可を得るためには、たいてい初級クラスの練習に十分に参加することが必要である。そのほかに、国家試験受験者は、ゼミナールまたは、それと匹敵するような、法の歴史的・哲学的もしくは社会的基礎または法適用の方法を取り扱っている講座に参加し所定の成果を修めた旨を証明しなければならない。さらに、経済学に関する諸講座への参加も定められている。すなわち、いくつかのラントでは法律家のための経済学についての練習の履修済証の取得が第一次試験の受験許可のための前提条件となっている。

ドイツ連邦共和国における法曹養成の特徴となっているのは、法曹養成が多くの場合に大学だけでなされるのではなく、大学外のいわゆる国家試験予備校 Repetitorien でもなされるということである。そこでは少くとも教授法については特別に能力のある実務家の存在が重要であり、彼らによって国家試験の約一年半前から二年前の間に試験の出題範囲全体が復習のために極めて集中的にかつケースメソッドにより反復され、これによって学生は試験準備をすることができる。この国家試験予

備校では、講義が行なわれるだけでなく、教科書にはない法的素材であつて試験にとつて重要なものが精選されているレジュメ類も配布される。さらにその講師が必要と考えるような答案練習が行われる。ドイツでは全国にまたがる国家試験予備校が存在しており、そのような予備校は、多くの大都市で講師を雇ひ国家試験受験コースを設置している。各大学の法学部は最近になって、たとえば教授によって行われる復習クラスや答案練習クラスを設置することにより私立の国家試験予備校を不要なものとする試みや、教授法において優れている実務家（弁護士、裁判官、行政法律家）に法学部における復習クラスの授業を担当させることにより、これらのクラスを大学教育の中へ統合しようとする試みを行なっている。もちろんこのような措置は全く成果をあげていない。すなわち、法律家に成つた者の大多数は従来通り私立の国家試験予備校に通つた経験を有している。

大学教育を終了させる試験は、大学の試験ではなく国家試験である。ラントの司法大臣の管轄下にある、ラントの国家試験官庁により任命される国家試験委員会は、大学教授および実務家（裁判官、検察官、行政法律家、弁護士）から構成されている。国家試験は北ドイツ諸州においては次の三つに分かれてゐる。第一には、困難な事例の解決が要求される六週間の家庭学

習、次に民法、公法および刑法についての事例問題を解く三ないし四つの筆記試験、そして最後に大学教授と実務家から構成される試験委員会による口述試験がある。南ドイツの諸州では、家庭学習による試験はなく、それに代わる八つの筆記試験が要求されている。

第一次国家試験に合格することにより、大学における法学教育は終了する。マスター・コースおよびドクター・コースの制度はドイツ連邦共和国の法学部には存在していない。しかし、法学部は、学位（博士号）の取得の可能性を提供している。一般的に学位規則によれば、ドクトラント（学位取得候補者）は第一次国家試験で、優秀な成績（いわゆる *Päditatsexamen*）を取っていることが必要とされている。もちろん優秀な成績を取っていない場合であっても法学部審議会の決定により例外的な措置がとられることもある。学位規則の中に定められている条件を充足している法律家は、教授または講師によりドクトラントとして採用され、一定のテーマについて博士論文を書くことができる。学位は博士論文を提出し、かつ、大学で行われる口述試験（いわゆる厳格な口述試験 *Rigorosum*）に合格することにより授与される。一般に、学位（博士号）が大学における唯一の試験である。例外は、ヴェルツブルク大学では、*Magister* という学位を、ザールブリュッケン大学では、

ライセンズ der Grad eines Lizienten」という学位を法律家に授与することができる。

2・2 実務修習

第一次国家試験に合格した法律家は、まだいかなる法律家としての職業をも営むことはできない。この者は、まず二年半（以前は三年半であったし、一九七一年から一九八一年までは二年間に短縮されていた）の実務修習（いわゆる準備修習 *Vorbereitungsjahrs*）を行わなければならない。実務修習の大纲は、ドイツ裁判官法の中で規定されている。個々の修習場所およびその期間はラントの法曹養成に関する命令により定められており、これらの内容は、各ラントとも大体同じである。修習生 *Referendar* は、実務修習の期間中は取り消されない限り各ラントの公務員に任命され、報酬を受け取る。実務修習は以下のように様々の段階に分かれている。すなわち、民事通常裁判所、刑事裁判所もしくは検察庁、ラントもしくは、市町村の行政官庁、弁護士事務所さらに修習生の選択による修習場所、いわゆる選択修習場所における修習がある。修習生は、選択修習場所として民事裁判所もしくは刑事裁判所、行政官庁もしくは弁護士事務所において、付加的な法曹教育を受けることができる。その他、連邦もしくはラントの立法機関、行政裁判所・財政裁判所・労働裁判所もしくは社会裁判所、公証人・労働組

ドイツ連邦共和国における法曹養成制度

合・経営者団体もしくは営利的・社会的または職業的自治管理団体、営利企業、国家的・半国家的もしくは国際機関および適切な実務修習が保障されているその他の機関が修習場所となりうる。実務修習により、修習生は、法律家の全体像（裁判官、検察官、弁護士、行政官、団体法律家および経済法律家等）を知るべきことになっている。個々の修習場所においては、担当の指導者から修習生に、個々のケースの処理が委託される、すなわち、修習生は、鑑定書・判決文および訴状を作成しなければならないし、審理に参加し、弁護士の活動や行政官庁の仕事について学ぶ。修習生は修習場所における修習の外に、実務家によって主宰されている共同研究会に参加しなければならない。共同研究会においては、事例についての議論が行われ、それについての答案が作成される。一方、第二次国家試験は北ドイツ諸州では（ベルリンを例外として）次の三つの部分に分かれる。すなわち、数週間の家庭学習、複数の科目の筆記試験およびもっぱら実務家により構成される委員会によって行われる口述試験の三つである。南ドイツ諸州の第二次国家試験では、家庭学習に代って筆記試験が行われる。第二次国家試験の合格により、法律家は、すべての法律家としての職業を営む資格を得し、公務員にも、弁護士にも、公証人にもなることができる。

注

- (6) A. Kaufmann; F. Behrendt, Fachstudienführer Rechtswissenschaft, 1973 (当時の法学部の詳細な講義内容)を参照。
- (7) M. Braun, aaO. (Fn. 2), in: Juristische Arbeitsblätter. 1982, S. 18
- (8) § 9 der Niedersächsischen Ausbildungsordnung für Juristen vom 7. 6. 1972 (Niedersächsisches Gesetz- und Verordnungsblatt 1972, S. 272).
- (9) § 10 Niedersächsische Ausbildungsordnung für Juristen.
- (10) M. W. Buttler, Privatschulen für Jurastudenten. In: Uni. Berufswahlmagazin 1979, H. 9, S. 15 ff. を参照。
- 3 一 段階的法曹養成
- 3・1 改革問題⁽¹⁾
- 法曹養成の改革問題は六〇年代および七〇年代において活発に議論された。そのさい提起された問題は次の三つである。
- (a) 第一には、大学教育と実務修習という法曹養成の伝統的二分化が問題とされた。すなわちそこでは、大学教育と実務との

有機的な関連づけが要求された。伝統的な二段階的法曹養成においては、これまでの結びつきが単に手がかりとしてだけ存在している。そして、様々の国家試験に関する命令は、学生がその在学中に裁判所および(または)行政官庁における数週間の実務研修を行うべき旨を定めている。同時に法学部は、時には、その者の実務経験を学生の教育に取り入れうるような実務家に講義を依頼することもある。もちろん、一九七一年に、一九八四年までの時限立法として実験条項をドイツ裁判官法へ導入したことによって、大学における理論的教育と裁判所、行政官庁および弁護士事務所における実務修習とを相互に入れ替えたり、両者を並行して行なうという方法で、大学教育と実務とを相互に関連づけるということができるようになった。一段階的法曹養成は、二段階的法曹養成と同価値のものでなければならぬ、つまり最少限五年半以上にわたって行われなければならない。

(b) 第二には、法曹養成の終了後にはすべての法律家としての職業に就くことができる、という法曹一元制度に対する批判が行われた。これに相応して、若い法律家はできる限り専門化し、ある一定の領域において深く掘り下げた知識を有すべきであるという要求が提起されている。これに従う場合の最終的な結論は、各種法律家のための統一的な卒業というのとははや存

在し得ず、法曹養成は相応の職業的適格性に合致したそれぞれの特別の養成方式に振り分けられるであろうということである。ある法律家が裁判官コース、行政官コースまたは経済法律家もしくはは職業団体法律家の活動コースに専念しようとするならば、それぞれの試験に合格した後には、ただ自分の専門とした活動だけをなすにすぎないことになる。このような要求は、第二次世界大戦前の指導理念とある程度関連を有している。すなわち、この理念によれば、法律家は第一次国家試験に合格後、裁判官、検察官または弁護士になるための準備として司法修習生にならうとするのか、それとも行政修習生にならうとするかということを決定しなければならなかった。しかしながら立法者は、当然のことながら法曹一元制度に固執した。それは、ある特定の法律職に特有の終了制度を創設することが、法律家の職業上の流動性を強く制限することにつながるという理由からであった。法曹一元の枠内において、法律家の専門分化の要請は、大学教育においては、選択専門科目グループの導入により、また実務修習においては、選択修習場所を許容することにより、考慮されている。

(c) 第三の本質的な改革の要求は法曹養成の内容に関するものである。ここでは、法学と社会科学との間の一層強い統合が要求されており、それは、社会生活形成のさいに正しくその責

任を果たしうる状況に法律家を置くことを目的としている。従来の法曹養成制度は、訴訟について判決を下す、つまり具体的な法規を適用する義務を負っている裁判官像に焦点を合わせていた。このような法曹養成制度の司法法律家への一面的な方向づけは、現代社会や経済の発展および行政や企業、団体における課題の多様性を考えると、ますます疑問の余地のあるものとなってきている。このような理由から一段階的・政治的・二段階的・法曹養成の中でも、若い法律家に社会的・政治的および経済的状况についての理解を喚起する手がかりが存在しているのである。もちろん、伝統的な二段階的・法曹養成の場合には、法律科目以外の科目はほんのわずかしが考慮されていない。一般的には、経済学関係の講座への参加が法律家になるための要件として規定されている。これに対して、法社会学はすべての大学の法学部に設置されているわけではない。ブレイメン、ハンブルクおよびハノーファーの各大学の単相的・法曹養成モデル *emphasises Ausbildungsmodell* は他の大学の一段階的・法曹養成方式や二段階的・法曹養成方式とは著しく異なっている。それらの大学では、特別の方法で、法学と社会科学とを関連づけたり、法律家の活動の革新的・政治的要素とを一層強く前面に押し出したりしようという試みが行われている。

3・2 一段階的・法曹養成の個々のモデル

いくつかの大学に一段階的法学養成方式を導入するという可能性を實際に利用してきたのは一一のラントのうち、ブレーメン、ハンブルク、ニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン、ラインラント・ファルツ、バーデン・ヴェルテンベルクおよびバイエルンだけである。一段階的法学養成方式について連邦法は一定の枠をはめている。つまり、最低限五年半以上でなければならぬ大学教育と実務修習との関連づけは、二段階的法学養成方式と比較して同価値を有するものでなければならぬ。また、第一次国家試験は、中間試験または付随的な成績評価をもって代えることができる。

しかし、個々のラント間で、具体的内容についての著しい相違がみられる。一方では、修正された二段階モデルとみなされるようなモデルが存在している。つまり、コンスタンツ大学は、教育と実務修習とを、三年間の基本学習、二年間の実務修習および一年間の専門学習に細分化された一元的な養成過程に統合している。他の一段階的養成モデルの場合には、大学教育と実務修習の間の様々の置き換え(インターバル法学養成方式 *Intervall-Ausbildung*)が行われている。実務修習の一部分は、理論的養成課程の後に来るブロックにおいて行われる。しかし、ハンブルク大学においては、大学における講義と実務修習とが同時並行的に行われている。

一段階的法学養成モデルの場合には、どの程度、社会科学を法学教育に統合するかという態様により本質的区別がなされる。この点において、いわゆる「北モデル」(ブレーメン、ハンブルク、ハノーファー)と「南モデル」(ビュレフェルト、トリアー、コンスタンツ、アウグスブルク、バイロイト)とは区別される。「南モデル」の教育内容は、大体において従来の二段階的法学養成方式に相応し、北モデルとは理論と実務の関連づけという点で異なっている。これに対して「北モデル」は社会科学の統合を目的としている。このことは、結果として、伝統的法学解からはずれた観点の下で提供される法素材の再配置につながるのである。最も特徴的なこととしてブレーメン・モデルの基礎にあるのは、法学は社会科学の一部門であるという理解である。ブレーメン大学の一段階的法学養成方式は、次の内容から成っている。第一に大学が法学養成のための教育課程の一般入門段階として経済学および狭義の社会科学についての知識を総合的に提供する(大学における社会科学入門教育)(一年間)、それに引き続いて、本格的教育Ⅰ(三年)および本格的教育Ⅱ(重点的教育二年)が行われる。重点領域の教育は、実際の学術作業能力を一定の問題領域(労働/経済、行政、社会化、犯罪、再社会化)について研鑽することになっている。ハンブルク大学の単相的法学養成方式は各々三年の第一段階教

育課程と第二段階教育課程とに分けられている。第一段階の必修科目は、社会構造および法の機能に関係したものである。たとえば、法学と社会科学との統合問題およびその方法、労働と経済の問題、家族および社会構造の問題、国家や行政の問題および異常行動や社会統制があげられる。第二段階においては既に取得された学識が深められ、さらに法律家としての活動領域に向けられた専門化が行われる。ハノーファー大学における一段階的法学養成は、次の三つの部分から成っている。まず必ず入門篇(二ゼメスター)が最初に行われ、主要篇(七ゼメスター)および専門篇(三ゼメスター)が連続して行われる。

一段階的法学養成方式は、伝統的な二段階的法学養成方式と対比すると、養成期間の著しい短縮を行っている。二段階的法学養成方式の場合には一般に大学教育の開始から第二次国家試験の終了までに八年ないし八年半を要するのに対して、一段階的法学養成方式においては、原則としてわずか六年半である。このような養成期間の短縮は、一段階モデルにおいては、学生にはわずかな選択の可能性しか与えないように養成プランが予め規則により広範に決められてしまっていることによつて達成されている。これに対して、伝統的な二段階的法学養成の場合には、一段階的法学養成の場合に比べるとはるかに自由に教育課程が形成されている。

ドイツ連邦共和国における法学養成制度

注

(11) 改革論議および改革の試論については次の文献を参照。

Die Ausbildung der deutschen Juristen. Darstellung, Kritik und Reform (Veröffentlichungen des Arbeitskreises für Fragen der Juristenausbildung e. V. Nr. 2). 1960, S. 135; Erziehung zum Establishment. Juristenausbildung in kritischer Sicht. Hrsg. R. Wassermann. 1969; Neue Juristenausbildung. Materialien des Loccumer Arbeitskreises zur Reform der Juristenausbildung. 1970 (Demokratie und Rechtsstaat. 17); Reform der Juristenausbildung. Aus den parlamentarischen Beratungen, der öffentlichen Anhörung des Rechtsausschusses des Deutschen Bundestages und aus der Diskussion. Bonn 1971 (Zur Sache 5/71); D. Oehler, W. Richter, In welcher Weise empfiehlt es sich, die Ausbildung der Juristen zu reformieren? Gutachten für den 48. Deutschen Juristentag. In: Verhandlungen des 48. Deutschen Juristentages, Bd. I, 1970; A. Rincken, O. Mühl, In welcher Weise empfiehlt es sich, die Ausbildung der

Juristen zu reformieren? In: Verhandlungen des 48. Deutschen Juristentages, Bd. II, 1970; Der neue Jurist. Materialien zur reformierten Juristenausbildung in Bremen, 1973 (Demokratie und Rechtsstat. 22); Neues Recht durch neue Richter? Der Streit um die Ausbildungsreform der Juristen. Hrsg. P. Gutjahr-Löser, 1975; H. E. Tryjko, Juristenausbildung heute. Eine rechts- und sozialwissenschaftliche Studie. Unter Mitarbeit von R. Puhl, 1979 (Demokratie und Rechtsstat. 46).

(12) 行政法律家の養成については次の文献を参照。

Die Ausbildung der deutschen Juristen, aao. (Fn. 1), S. 59 f., S. 70 f.

(13) K. A. Andraae, E. Thöni, Zur Integration der Finanz- und Wirtschaftswissenschaft in das rechtswissenschaftliche Ausbildungssystem. In: Festschrift für Gunter Hartmann, 1976, S. 1 ff. を参照。

(14) 一段階的の法曹養成に関する詳細については次の文献を参照。

M. Braun, Juristenausbildung in Deutschland, aao. (Fn. 2), S. 17 ff. S. 31 ff.; G. Ditcher, aao. (Fn.

2), S. 14 ff. (Konstanz), S. 24 ff. (Augsburg, Bayreuth), S. 39 ff. (Bremen), S. 44 ff. (Hamburg), S. 58 ff. (Hannover), S. 68 ff. (Bielefeld), S. 79 ff. (Trier).

4 展 望

実験条項は、立法者により、一九八四年九月一日までの期限立法がなされている。一段階的の法曹養成による経験を考慮したうえで、ドイツ連邦共和国において再び法曹一元による養成に立ち返るといふ方向で計画が進められている。一段階的の法曹養成が可能になったことによって、ラント間の比較においてだけでなく、個々のラントの中においてすら、法曹養成について極めて大きな相違が生じてきている。そして、このような相違は養成期間だけではなく内容の点でも生まれている。一九八〇年八月一六日のドイツ裁判官法の第二次改正に関する法律の枠内において連邦の立法者が試みたことは、受験のための必要条件および試験の成績評価について一定の統一性を確保することである。政党間において、二段階的養成モデルないし一段階的養成モデルの評価および社会科学の統合に関して大きな見解の相違が生じてきている。それゆえに、立法者が一九八四年に公布しなければならぬ新しい統一的法曹養成制度が、個々

的にどうなるかというところを見極めることはまだできていない⁽¹⁵⁾。
ある。

注

- (15) M. Braun, Juristenausbildung im Umbruch. Zur Diskussion über die Neuordnung der Juristenausbildung, in: Juristische Arbeitsblätter 1981, S. 550 ff. を参照。

〈後記〉

本稿のドイツ語のタイトルと講演者の氏名および地位は次の通りである。

Die juristische Ausbildung in der Bundesrepublik Deutschland, Akademischer Oberrat Dr. Wolfgang Winkler, Juristisches Seminar der Universität Göttingen

なお本稿は、ヴィンクラー氏が日本学術振興会の招請によって来日したさい、早稲田大学比較法研究所において行った講演に加筆・修正を加えたものである。